

令和元年度 第2回可児市上下水道事業経営審議会議事録

【日 時】 令和元年 12 月 10 日（火曜日）午後 6 時 00 分から午後 7 時 15 分まで

【場 所】 可児市総合会館 4 階第 2 会議室

【出席者】 審議会委員 10 人、事務局 10 人

1. 部長・会長あいさつ

【部長あいさつ要旨】

本日は大変お忙しい中、第 2 回可児市上下水道事業経営審議会に出席いただき誠にありがとうございます。前回は平成 30 年度の上下水道事業の決算状況や下水道事業の経営戦略によるモニタリング報告を行い、上下水道事業の現況を説明させていただきました。

今回の審議会では、令和 2 年度から令和 6 年度までの下水道事業の適正な使用料について諮問させていただきたいと考えています。現在の下水道事業の財政状況及び将来を見据えた投資財政計画等について説明させていただき、それらを踏まえた適正な使用料について活発に議論してもらい忌憚のない意見をお願いいたします。

【会長あいさつ要旨】

お忙しい中、経営審議会にご参加いただきありがとうございます。今回は可児市長より諮問を受けることを伺っています。事務局の説明について疑問点があればその都度聞いていただき、諮問にお応えできるように議論をできればと考えています。

2. 諮問書の交付

部長（市長代理）から会長へ下水道事業の適正な使用料について諮問書の交付



【議事録署名者】

会長より今回の議事録署名者として小西委員と高橋委員の指名があった。

3. 議題

【諮問事項】 可児市下水道事業の適正な使用料について

- (1) 下水道事業の財政状況
- (2) 下水道使用料について
- (3) 井戸水等使用世帯における認定汚水量

発言者 ☆=会長 ○=委員 ⇒=事務局

【議題 (1) 下水道事業の財政状況】

☆資金残高について、仮に利益が生じていてもキャッシュがない事態（資金ショート）が起こってしまった場合に一時借入はどうなっているのか。

⇒不測の事態に備え、予算書に一時借入金について限度額を設定しており、資金を借りることは可能である。また金融機関と当座借越契約を結んでいるため急な資金不足にも対応できるようにしている。毎月、収入と支出を計算することでキャッシュの流れを把握し、資金不足にならないように常に気を配っている。

【議題 (2) 下水道使用料について】

○資料 1 の 5 ページについて使用料対象経費以外のものは何があるのか。

⇒5 ページの使用料対象経費の表が非常に分かりにくく申し訳ない。使用料対象経費にならないものは、表にある雨水処理に係る雨水分と長期前受金戻入分、及びその他控除額である一般会計繰入金である。経費にならないものとしては、財源が別にありそれらで事業を賄えるものについては除いている。

よって、表の一番右の使用料対象経費についてはこれらの控除分を除いた、汚水に係る費用だけとなり 6 億程度を使用料対象経費として示している。

○資料 1 の 6 ページ③の当年度純利益と補填財源について、内部留保資金が乏しいため、過去から蓄積した内部留保資金で賄えない理由はなぜなのか。

⇒平成 29 年度より地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行した時に、特別会計から引き継いだ現金については特別会計内に残っていた繰越金しか引き継がなかった。しかし、実際には事業を開始後 30 年以上が経過しており資産については全て引き継いでいるため、資産を更新するための財源についても同時に引き継ぐ必要があった。会計上は、減価償却累計額として計算されている償却分についても将来の更新費用として資金をもらうべきで

あった。当時は会計の知識も乏しかったために、内部留保資金相当の現金を一般会計から引き継いでおらず、その部分が大きいために現在の苦しい状態を引き起こしている。

☆資料1の3ページについて、他市町村との比較で市町村毎に金額が変わるが、使用料に大きな影響を与えているものは何なのか教えてほしい。

⇒料金設定を行うときに考慮すべき建設費について、当時は下水管を広く普及させるために大規模工事を行っていたこと、及び地理的状況にも人口密度が低いために回収すべき使用料が少なくなってしまうことが要因として考えられる。

【議題(3) 井戸水等使用世帯における認定汚水量】

○水道と井戸水を併用している世帯から聞いた話では、水道代は安く下水道代は高いと聞いたことがあり、それは井戸分を下水道に流しているためという説明をしたことがある。併用世帯では認定水量で使用料を請求されている事を把握されていない世帯も存在する。しかし、井戸を使用している世帯は実際の使用量がわからない以上、認定水量による請求は仕方がないことである。

○資料1の8ページについて認定水量を他市町村と比較すると全体的に可児市は大きめの設定となっている。世帯によっては認定水量により請求されることで、実際より多く負担している世帯があるということか。

⇒そうである。世帯によっては毎月認定水量となっている世帯もあるので、実際の流量より多く負担していただいている世帯も存在する。

○資料1の8ページの世帯別平均水量について、5人世帯以降は1人増加するごとに2 m^3 となっているが、5人世帯以下が全体の98%とあるように対象者は少ないのか。

⇒98%が5人世帯以下に含まれるためそう言えるのではないか。世帯5人以上の1人増加するごとの増加量(2 m^3 か3 m^3)については今後検討する必要がある。

4. その他

【会長まとめ】

- ・ 諮問に対して本日結論を出すのは難しいため、次回までによく考察いただきたい。
- ・ 提案としては使用料と認定水量について、現状維持及び認定水量を変えることについて事務局側から提案いただき次回以降に議論していくという方向性にしたい。

【今後のスケジュール等】

- ・ 次回は令和2年1月中頃に開催予定である。

(会議終了)